

ストップ！ザ ハツ場ダム

ニュース 群馬(22)

ハツ場ダムをストップさせる群馬の会

代表 浦野 稔 事務局長 鈴木 康

TEL 027-224-8567 FAX 027-224-6624

ハツ場ダム裁判判決

前橋裁判の判決が6月26日(金)午前10時から前橋地方裁判所大法廷にて言い渡されます。終了後、弁護士会館にて報告会が予定されております。また、11時30分より刀水クラブにて記者会見をいたします。判決後にデモ行進をしてアピールしたいという意見も出ましたが、時間的、人数などの問題から難しいのではないかということになりました。ご意見などありましたら、ご連絡ください。前橋では最後となりますので、できるだけ多くの人に、裁判の傍聴並びに報告会への出席をお願いいたします。友人をお誘いいただいて盛り上げていただきたいと思っております。永い間御支援いただき心より感謝申し上げます。今後ともご支援くださいますようお願いいたします。

総会を兼ねた集会のご案内

判決期日に先立ち、6月12日(金)午後2時より、群馬県庁昭和庁舎35会議室で開催いたします。総会では声明文を決議してアピールする予定です。また、総会後の集会では、「ハツ場ダム問題全般について」、「ハツ場ダムが群馬県政に及ぼす影響」、「東京の裁判、判決について」、「生活再建法案について」などの内容を予定しております。万障お繰り合わせの上、ご出席ください。

会費納入と寄附のお願い

ハツ場ダムをストップさせる群馬の会は皆さんの会費と寄附により活動をしております。
ご協力お願いいたします。振込先は下記のとおりです。

(振込先) 郵便振替口座 00150-2-356373 (加入者名) 鈴木 康

今すぐスケジュール表に書き込んでください

6月12日(金)午後2時 群馬県庁昭和庁舎 35会議室

6月26日(金)午前10時 前橋地方裁判所大法廷

7月20日(月)午後1時 群馬県社会福祉総合センター 8階大ホール

第18回 裁判の日～～判決の言い渡し～～

ぐんま市民法律事務所 弁護士 福田寿男

ご存知の方も多いと思いますが、去る5月11日に、東京地裁でハッ場ダム東京訴訟の判決が出ました。結果は請求棄却（一部は却下）。つまり原告（=住民）の敗訴です。

前橋地裁では、6月26日（金）午前10時に判決が言い渡されます。

ただ、東京と群馬は違います。

群馬は何と言ってもハッ場ダム建設の地元であり、利水や治水上の不要性に加えて、地質・地すべりの危険性や環境破壊がダイレクトに問題となる地域なのです。そのため、前橋地裁の裁判官は現地も見ています。

ハッ場ダムについては、半世紀の歴史の中にその政治性や地元住民の移転・再建、公共事業としての問題など様々な問題がありました。また税金や負担金の問題もあります。それが訴訟になれば、立証責任の問題や司法の限界の問題などがあります。

訴訟の中で、被告県は「ハッ場ダム建設のような問題に高々20人程度の県民が異議を唱えられるものではない」という態度を取っています。

しかし、本当にそうでしょうか？

環境保全や行政コスト削減の意識が定着する中、ハッ場ダムを作ることは本当に必要なのでしょうか？

「洪水が来たら困る」「渇水になつたら困る」

誰が言ったのですか？根拠は何ですか？あなたはそれをご自分の目で確かめたのですか？

ハッ場ダムが本当に必要なら、相応の税金の負担や吾妻渓谷を犠牲にすること、周辺住民の方に一定の危険を甘受していただくことも必要なかも知れません。

しかし、本当にハッ場ダムは必要なのでですか？

将来、我々が年老いたとき、何十年も前のハッ場ダム計画に、もっと反対しておけば良かったという後悔だけはしたくないと思っています。

ハッ場ダム関係記事紹介

読売新聞群馬版 2009年5月10日ハッ場ダム訴訟あす判決 東京地裁初の司法判断注目

国のハッ場ダム（長野原町）建設事業に、東京都が事業負担金を支出しているのは違法として、「ハッ場ダムをストップさせる東京の会」（深沢洋子代表）のメンバーが都知事らを相手取り、支出の差し止めなどを求めて東京地裁に起こした訴訟の判決が11日、言い渡される。訴訟は、ダム事業費を負担する1都5県で、2004年に一斉に起こされ、判決は東京地裁が初めて。原告側は、「ダムは治水・利水の両面で必要がない」と主張。6都県の一つでも勝てば、計画全体に影響を与えられるとの狙いもある。

前橋地裁で同様の訴訟を起こしている「ハッ場ダムをストップさせる群馬の会」の浦野稔代表は、「都の水需要予測が実態とかけ離れて大きいという主張を、どれだけくんでくれるか注目している。6都県で最初の判決なので、群馬での判決に向けて弾みとなる内容を期待したい」と話す。一方、地元は反対闘争などを経て、ようやく受け入れた経緯があり、複雑な思いで判決を待つ。川原湯温泉観光協会の樋田省三会長は「各都県が負担する予算には、移転再建者の生活に関わるものも含まれる。長い間ほんろうされた末、やっと移転が具現化し、子どもに将来を語れるようになった地元の思いを、原告はわかっているのか」と、訴訟への憤りを語る。東京都の負担は、建設費4600億円のうち870億円で自治体としては埼玉県（952億円）に次いで大きい。残りの5県では、群馬と茨城の訴訟がすでに結審し、前橋地裁の判決は6月26日。

朝日新聞群馬版 2009年05月11日八ツ場ダム訴訟 きょう判決 東京地裁

国が利根川水系の吾妻川に計画している八ツ場（やんば）ダム（長野原町）をめぐり、ダムの受益者となる東京都を相手取り、870億円の建設費負担金の支出差し止めなどを求めた住民訴訟の判決が11日、東京地裁で言い渡される。川辺川ダム（熊本県）や大戸川ダム（滋賀県）など、全国的に「脱ダム」の流れが強まる中、今年度中に始まる八ツ場ダムの本体工事に判決が影響する可能性がある。（菅野雄介） 共に建設費負担金を支出する群馬、埼玉、千葉、茨城、栃木の流域5県でも同様の訴訟が続いているおり、東京地裁の判決が同ダムをめぐる初の司法判断となる。04年11月の一斉提訴以来4年を超えた住民訴訟では、都市用水を確保する利水と、洪水を防ぐ治水がダム建設の根拠になるのかが、主に争われてきた。東京都は水道水の7割を利根川に頼り、残りは多摩川や地下水で確保している。「八ツ場ダムをストップさせる東京の会」のメンバーらでつくる原告側は、都が保有する水源は地下水を含めて1日当たり687万トンにのぼる一方、9.9年度以降の水需要は550万トンを超えた日がなく、渇水などを考慮しても水源は有り余る、などと主張。

これに対し都は、現在確保している水源は地下水などを除き630万トンあるが、13年度の需要予測は600万トンで、10年に1度の渇水を想定すると八ツ場ダムの水が不可欠だ、としてきた。治水については、その根拠の1947年のカスリーン台風時の流量の評価をめぐって対立している。国は、200年に1度の確率で、同規模の台風が上流域に3日間で319ミリの大暴雨を降らせるとして、中流部の伊勢崎市八斗島で毎秒2万2千トンの流量を想定。うち5500トンを上流域のダム群で抑える計画の一部として、八ツ場ダムを必要不可欠としている。治水に関して都は国の計画に基づく主張を続けた。原告側は、そもそも2万2千トンという数字が過大で、カスリーン台風当時の八斗島周辺の流量などから判断しても1万6千トン程度に過ぎず、現状の堤防などで十分洪水を防げると主張。法廷では、同じ確率の大暴雨について国交省が06年に利根川水系の浸水想定区域図を作製した際にも、同じ地点の流量を毎秒1万6750トンとしていた矛盾点も突いた。さらに原告側は、ダム建設予定地は軟弱地盤で危険△ダム直下にある国の名勝・吾妻渓谷の景観が壊される——といった点も挙げたが、被告側は「論拠を検証する立場はない」として反論しなかった。一方、被告側は「原告の訴えは国のダム建設の差し止めを意図するもので、地方公共団体の適正な財務会計処理の保障を目的とした住民訴訟制度の目的を逸脱している」などとして、原告の訴えを退けるよう求めている。

東京での判決はたいへん殘念な結果になってしまいました。判決に関する記事を紹介します。

毎日新聞2009年5月12日 八ツ場ダム訴訟：建設費の負担、正当と判断 東京地裁判決

国が群馬県長野原町の利根川水系吾妻川に計画する八ツ場（やんば）ダムの建設費を東京都が負担するのは違法として、市民団体が石原慎太郎知事らに負担金の支出差し止めと既に支出された約162億円の返還を求めた訴訟の判決で、東京地裁（定塚誠裁判長）は11日、訴えを全面的に退けた。同様の訴訟は利根川流域の5県でも起こされているが、判決は初めて。原告は「八ツ場ダムをストップさせる東京の会」（深沢洋子代表）の会員44人。「水需要は将来的に減少し、治水効果も期待できず、建設費の一部負担に合理的な根拠はない」と主張した。判決は「都の水需要増加の予測に不合理な点はなく、都民が治水の利益を受けないとは言えない」と述べ、支出は正当と判断した。判決後、深沢代表は「行政がいいかげんな予測をしても許されると認めた判決。控訴したい」と話した。都都市整備局は「妥当な判決であり、当然の結果と認識している。ダムの早期完成に向けて事業を推進していく」とコメントした。八ツ場ダムは国が86年に基本計画を決定。今年度内に本体工事が始まる見通しで、2015年度に完成予定。【伊藤一郎】

朝日新聞2009年5月12日 八ツ場ダム公金支出訴訟、住民側が敗訴 東京地裁

群馬県長野原町に国が計画している八ツ場（やんば）ダム建設をめぐり、国への建設負担金などを東京都が支出するのは違法だとして、都民44人が石原慎太郎都知事らに支出の差し止めなどを求めた住民訴訟で、東京地裁（定塚誠裁判長）は11日、住民側の訴えを退ける判決を言い渡した。住民側は控訴する方針。八ツ場ダ

ムに対する公金支出に対しては、東京都のほか関東5県で住民が同様の差し止め訴訟を起こしているが、判決は初めて。住民側は、都が03年に行った水需要予測で挙げた数値は過大で、都にとってハッ場ダムによる利水、治水上の利益がないと訴えていた。判決は、都の推計は一般的な統計学的手法を使ったもので不合理とは言えないと認定。「ハッ場ダムによる水源の確保が必要だとする都の判断は、合理的な裁量の範囲内だ」と指摘した。住民側は、すでに都が03年以降に支出した約162億円の返還も求めたが、判決は「訴えの利益がない」と却下した。国土交通省などによると、ハッ場ダムは利根川流域の洪水被害を防ぐ目的で52年に計画され、2015年完成予定。総事業費は4600億円で、このうち約2600億円を1都5県などが受益の度合いに応じて負担している。都の負担額は870億円に上る。

読売新聞2009年5月12日 「ハッ場ダムは必要」都支出の差し止め認めず...東京地裁判決

国土交通省が群馬県長野原町の利根川支流に建設を計画している「ハッ場（やんば）ダム」を巡り、東京都が事業負担金を支出するのは違法として、市民団体のメンバーら都民44人が都知事らに支出の差し止めなどを求めた住民訴訟の判決が11日、東京地裁であった。定塚誠裁判長（八木一洋裁判長代読）は、「都が行った将来の水需要予測に不合理な点はなく、水害発生防止のためにもダムは必要だ」と述べ、訴えを退けた。同ダムについては、これを含め首都圏で計6件の住民訴訟が起きており、今回が初の司法判断となった。同ダムは、国が1952年に調査を開始。激しい反対運動が起きたが、ダム湖畔の代替地に水没予定地の住民が移転する案を国が示し、住民らは92年、受け入れを決めた。事業費は約4600億円。水の供給などを受ける1都5県のうち、都が約870億円、他の5県が約10億～約950億円を負担する。本体建設工事は今年度中に始まり、2015年の完成を目指す。訴訟で原告側は、利水・治水の両面から「ダムは必要ない」と訴えていた。判決後、東京・霞が関の司法記者クラブで記者会見した原告代表の深沢洋子さん（51）は「控訴し、司法に真実を認めてもらいたい」と述べた。

ハッ場ダム東京裁判判決に対する抗議声明

2009年5月11日

1 本日、東京地方裁判所はハッ場ダムに関する公金支出差止等請求住民訴訟に対する判決を下した。判決は、原告の主張をまったく理解することなく、不当にも以下に述べるように原告らの主張を退けた。

記

- (1) まず、本件判決は、口頭弁論終結以前の支払差し止めを求める部分のほか、被告東京都水道局長が国土交通大臣に対しハッ場ダム使用権設定申請を取り下げる権利の行使を違法に怠るとの主張、及び、被告東京都知事らにハッ場ダムに関し負担金等の支出命令をさせることの差し止めを求めた部分は地方自治法242条の第1項所定の住民訴訟に該当しないとして却下した。
- (2) 次に、本件判決は、①ハッ場ダムの利水については東京都の行った将来の水道需要予測及び水源評価に不合理な点は認められない、②治水についても東京都が治水上の利益を受けることはまったくないとは認められない、③貯水池周辺の地滑り等の危険性については、危険性が放置されたままの建設事業であるという事実は認められないとして、国土交通大臣の納付通知に著しく合理性を欠くとは認められないでの、本件支出命令が違法であるとは言えないとして請求を棄却した。
- こうした本件判決の判断は、原告らの主張をまともに受け止めようとしないもので、行政がすすめる公共事業の無駄遣いを司法の立場でチェックしようとせず、むしろ無駄な公共事業を積極的に奨励するものにほかならない。
- 本件判決は司法の役割を放棄した不当な内容であるから、原告らは東京高等裁判所へ控訴手続きを行うとともに、他県の住民訴訟の原告らとともに手を携え、引き続きたかい続けることを表明する。今後とも、みなさまのご支援をお願いしたい。

ハッ場ダムをストップさせる東京の会原告団
ハッ場ダムをストップさせる東京の会弁護団

ご案内とお願ひ

シンポジウムが下記の要領で開催されますので、ご案内いたします。第一弾、第二弾は東京の会場で開催されました。今回の第三弾は地元前橋で開催されます。皆さんに動員をかけていただきたく、お願ひいたします。

シンポジウム『ダムに負けない村』第三弾

57年もの長い歳月、水没予定地の人々に大きな犠牲を強いてきたハッ場ダム計画は、21世紀に入ってからますます混迷の度を深めています。下流からはダムの不要性、弊害を訴える声が高まり、現地では人口の流出、地域の疲弊が進んでいます。

名勝・吾妻渓谷では関連工事により凄まじい破壊が進んでいますが、このままでは大きな負の遺産を後の世代に負わせることになってしまいます。今こそ立ち止まり、問題解決の真の道を探る必要があるのではないでしょうか？

このたび、河川行政改革の先頭に立ってこられた元国交省職員の宮本博司さん、水没予定地の苦悩に思いを寄せてこられた加藤登紀子さんら多彩なゲストをお招きし、シンポジウムを開催する運びとなりました。多くの皆様のご参加をお待ち申し上げます。

◆ 会場：群馬県社会福祉総合センター 8階大ホール

群馬県前橋市新前橋町13-12

TEL/027-255-6000

JR新前橋駅東口より徒歩5分 (JR上越線、吾妻線、両毛線停車)

◆ 日程：7月20日（月・祝日）午後1時～4時半（開場：12時半）

◆ 登壇者：加藤登紀子（歌手・国連環境計画UNEP親善大使）

森 まゆみ（作家）

宮本博司（前淀川流域委員会委員長、元国土交通省防災課長）

牧山 明（長野原町議会議員）、ほか

◆ プログラム

第一部 基調講演「河川行政とハッ場ダム」（仮題） 宮本博司

第二部 パネルディスカッション

コーディネーター：森 まゆみ

パネリスト：加藤登紀子、宮本博司、牧山 明、ほか

第三部 トーク 加藤登紀子

◆ 参加費 500円（要予約）

シンポジウム終了後、懇親会を予定しています。（参加費2,500円、要予約）

主催：ハッ場あしたの会

協力：ハッ場ダムを考える1都5県議会議員の会

連絡先：ハッ場あしたの会群馬事務局

〒371-0844 群馬県前橋市古市町419-23

TEL/FAX 027-253-6706 携帯/090-4612-7073

群馬・ハッ場ダム裁判のご報告

平成21年1月23日

原 告 各位

ハッ場ダム住民訴訟群馬弁護団

(文責:福田寿男)

1 事件

前橋地方裁判所(民事第2部合議係) 平成16年(行ウ) 第43号

公金支出差止等請求住民訴訟事件

原 告 - 斎田友雄外18名 被 告 - 群馬県知事外1名

2 期 日

平成21年1月23日(金) 午後1時30分 弁論期日(第23回)

前橋地方裁判所(2階) 第21号法廷

3 出席者

原告側 - 原告8名、訴訟代理人7名

被告側 - 訴訟代理人1名、指定代理人9名 各出頭

4 内 容

(1) 当方 - 平成21年1月9日付請求の趣旨の変更申立書、平成21年1月23日原告最終準備書面(1)～(7)、平成21年1月23日付証拠説明書(甲A号証)、甲A13～16、平成20年12月5日及び平成21年1月23日付証拠説明書(甲B号証)、甲B79～89、平成20年10月21日、12月5日及び平成21年1月23日付証拠説明書(甲D号証)、甲D21～30、平成20年12月5日付証拠説明書(甲F号証)、甲F1、平成21年1月23日付真下淑恵意見陳述書提出。

先方 - 平成21年1月16日付準備書面(21)(22)、同月21日付訴訟告知書、平成20年12月3日付証拠説明書(17)、同月4日付証拠説明書(18)(19)、同月5日付証拠説明書(20)、平成21年1月16日付証拠説明書(21)、乙258～302提出。

(2) 原告側が最終準備書面(1)～(7)の概要を説明して、結審となりました。判決言渡は、平成21年6月26日(金)午前10時と指定されました。

5 次回期日

平成21年6月26日(金) 午前10時 判決言渡期日(第24回)

前橋地方裁判所(2階) 第21号法廷

6 報告集会の概要

上記裁判に引き続き、午後1時50分ころより群馬弁護士会3階大会議室にて、報告集会が開催されました(参加者38名)。

報告集会では、他県からの広田弁護士、坂本弁護士を交え、裁判の報告があった他、①次回判決日までの活動方針、②来るべき高等裁判所での活動予定等について意見が出ました。

以上